

積算内訳書等の作成等にあたっての取扱い（お知らせ）

令和8年8月

高山市の建設工事の入札時における積算内訳書につきまして、以下のとおり取り扱うため、ご注意ください。

◇積算内訳書提出対象

入札契約の適正化法の趣旨に則り、すべての競争入札の建設工事を提出の対象とします。

- ・建設工事：すべての競争入札（契約番号AまたはH（例：08財契第A●●号））

◇入札書及び積算内訳書の作成等にあたっての留意事項

入札書及び積算内訳書の作成等にあたっては、以下の留意事項を厳守してください。

- ・見積額が税抜き予定価格を超える場合は、入札を辞退してください。
（入札辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いをすることはありません。）
- ・積算内訳書の様式は、原則として、高山市が提示する本工事費内訳表としてください。
- ・積算内訳書に「工事番号」「工事名」「会社名」を明記してください。
- ・積算内訳書の提出について、これを書換え、引替え又は撤回をすることができません。
積算内訳書の内容について、発注機関から説明を求める場合があります

- ・下記の必須要件が欠けた場合は、当該入札を無効とします。

①内訳書の合計金額と入札額が一致していること。

- ・内訳書の税抜き合計額（工事価格）と入札書記載の入札金額が一致していること。

②記載すべき項目を満たしていること。

- ・当該工事の「工事番号、工事名及び会社名」が記載されていること。

③一括値引きがないこと。

- ・内訳書税抜き合計額（工事価格）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。
（各項目で値引き・調整されているものは可とする。）

④端数調整・処理がないこと。

- ・入札書記載の金額が内訳書の税抜き合計額（工事価格）の端数を調整・処理された金額になっていないこと。（ただし、千円未満の端数は除く。）

⑤その他、内訳書として不備がないこと。

- ・直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の計が内訳書税抜き合計額（工事価格）と一致していること。
- ・積算内訳書に「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」の5項目全ての記載があること。（建設工事に限る。）

※記載がない場合は令和8年10月1日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から無効とする。

- ・記載漏れや違算等が無いこと。

※その他、不明な点については、入札書提出前に高山市役所 契約管財課にお問い合わせください

(参考)

◆記載例

工事番号	08●●第△号	事業名	
路河川名		工事名	□□□□□ 工事 見積書
年度		施工箇所	
事業概要		設計年月日	
		施工方法	
		施工期間	
		起工年月日	
		竣工年月日	
		歩掛適用年月	
起工理由	◆◆建設(株)		

記載すべき項目を満たしていること。

- ・当該工事の「工事番号（例：08建設第●号等）、工事名および会社名が記載されていること。

●その他内訳書として不備がないこと
・金額の合計と工事価格が一致すること

内訳表

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
01:本工事費					
道路改良	1	式		120,000	
道路土工	1	式		120,000	
掘削工	1	式		120,000	
掘削(施工ベタツ)	100	m3	200	20,000	
掘削(施工ベタツ)	200	m3	200	40,000	
積込(ルーズ)(施工ベタツ)	300	m3	200	60,000	
直接工事費計	1	式		14,980,000	値引き等 ×
間接工事費					値引き等 ○
共通仮設費					
純工事費	1	式		17,627,000	
現場管理費	1	式		7,051,000	値引き等 ○
現場管理費(率計上額)	1	式	7,051,000	7,051,000	
工事原価	1	式		24,678,000	値引き等 ×
一般管理費等	1	式	2,183,000	2,183,000	値引き等 ○
合計	1	式		26,861,000	値引き等 ×

着色部分に入力してください

各項目で値引き・調整されているものは可

一括して値引きがされていないこと

(直接工事費のうち、労務費
(直接工事費のうち、材料費
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金
(工事原価のうち、安全衛生経費

その他、内訳書として不備がないこと

- ・記載漏れや違算等がないこと
- ・積算内訳書に「材料費・労務費・法定福利費の事業主負担額・建設業退職金共済制度の掛金・安全衛生経費」の5項目全ての記載があること。

工事価格(合計)と入札書記載の金額が一致していること。
※予定価格を超えていないこと。

・主要な「材料費」又は「労務費」を記載してください。市場単価方式や標準単価方式等による算出等により算出が困難な場合は「算出不能」や「一部計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
建設業退職金共済制度以外の退職金制度の場合は「-」と記載してください。